

## 桑名市の人事行政の運営等の状況について

「桑名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年条例第41号)の規定に基づき、桑名市職員の給与や部門別職員数などを公表いたします。

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

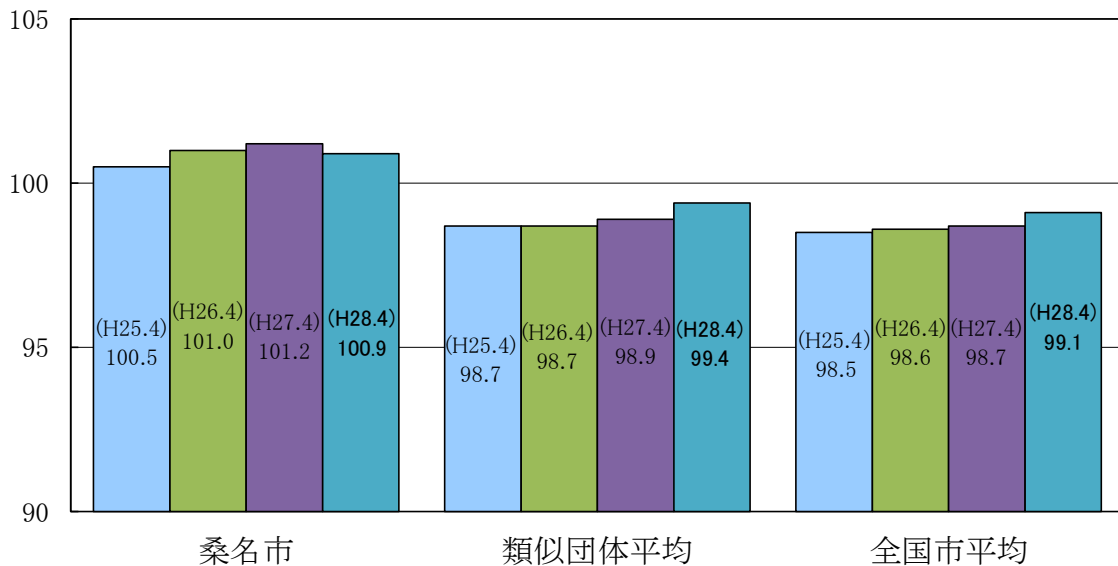
区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 143,149	千円 50,387,075	千円 1,550,692	千円 9,195,478	% 18.2	% 20.0

#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 1,032	千円 4,182,941	千円 1,116,706	千円 1,643,679	千円 6,943,326	千円 6,728	千円 5,914

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況 (平成28年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が上昇している主要因としては、職員構成の変動(階層変動)が考えられる。中でも高校卒の職員構成の変動が上昇の主となっている。これは高卒者も幹部職員となっていることなどが要因と考えられる。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### ①給料表の見直し

実施内容 (平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、桑名市においても6%を支給。  
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日時点は6%を支給。

(参考)	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による 支給割合	3%	4%	5%	6%
桑名市の支 給割合	3%	4%	5%	6%

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

#### (5) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
桑名市	41.5 歳	315,121 円	401,471 円	360,161 円
三重県	43.5 歳	347,163 円	450,412 円	387,667 円
国	43.6 歳	331,816 円	— 円	410,984 円
類似団体	42.1 歳	321,211 円	402,848 円	362,240 円

#### ②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
桑名市	52.5 歳	60 人	314,747 円	360,705 円	339,799 円
うち清掃職員	48.4 歳	20 人	352,380 円	429,016 円	388,501 円
うち給食調理員	52.5 歳	18 人	287,922 円	311,249 円	307,199 円
うち用務員	59.4 歳	12 人	265,150 円	282,409 円	281,059 円
三重県	50.6 歳	334 人	351,193 円	409,230 円	380,944 円
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	— 円	329,358 円
類似団体	50.6 歳	51 人	322,835 円	364,877 円	343,703 円

#### ③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桑名市	41.5 歳	359,919 円	391,446 円
三重県	43.3 歳	373,773 円	427,461 円
類似団体	38.4 歳	292,083 円	345,356 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等と除いたもの）で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		桑名市	三重県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	189,200 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	154,900 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	144,600 円	154,900 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
幼稚園教諭職	大学卒	203,800 円	— 円	— 円
	短大卒	179,600 円	— 円	— 円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（28年4月1日現在）

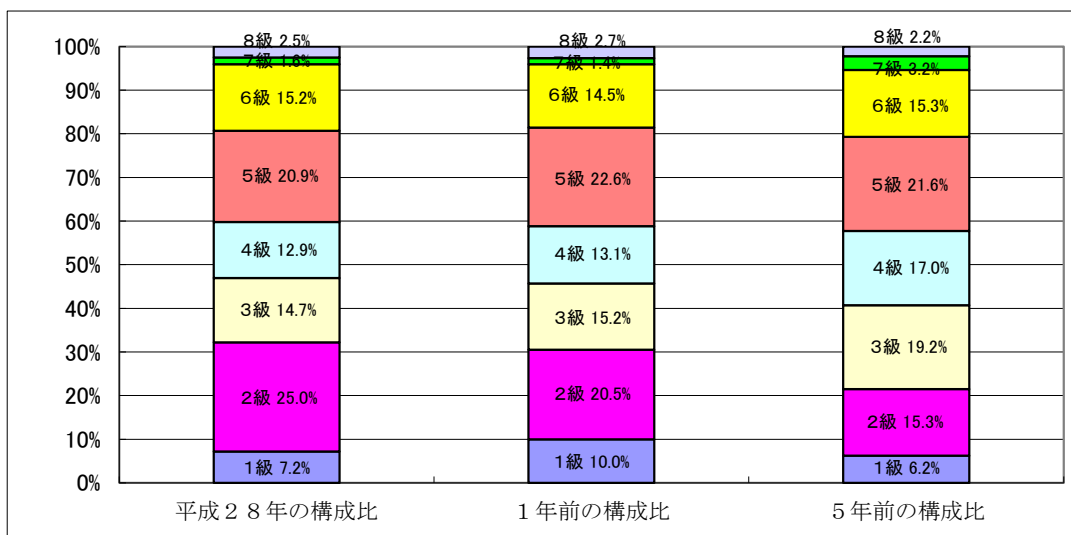
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	290,500 円	365,200 円	393,800 円	416,400 円
	高校卒	229,400 円	334,100 円	372,600 円	375,600 円
技能労務職	高校卒	227,800 円	313,100 円	358,900 円	378,700 円
	中学卒	— 円	311,500 円	345,500 円	— 円
幼稚園教諭職	大学卒	336,300 円	— 円	377,100 円	— 円
	短大卒	334,100 円	357,300 円	378,100 円	— 円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	37 人	7.2 %	126,400 円	246,100 円
2 級	主事	128 人	25.0 %	154,300 円	303,000 円
3 級	主任、主事	75 人	14.7 %	226,400 円	348,800 円
4 級	主査	66 人	12.9 %	259,900 円	379,800 円
5 級	課長補佐、係長	107 人	20.9 %	286,200 円	391,800 円
6 級	課長、主幹	78 人	15.2 %	317,000 円	409,000 円
7 級	次長	8 人	1.6 %	361,300 円	443,700 円
8 級	部長	13 人	2.5 %	406,900 円	467,400 円

- (注) 1 桑名市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	桑名市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ウ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

桑名市	三重県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,442 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,656 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.75 )月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.75 )月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の給等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成28年度中における運用	桑名市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ウ 人事評価を実施していない				

※平成28年度人事評価を平成29年度勤勉手当の成績率へ適応

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

桑 名 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.556 月分	勤続20年	20.45 月分	25.556 月分
勤続25年	29.145 月分	34.582 月分	勤続25年	29.15 月分	34.58 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.33 月分	49.59 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	同 右		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	無し )		定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額	2,197 千円	18,844 千円	(割増率2～45%)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算—地域手当)		228,755 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		194 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
桑名市	6 %	1,179 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		21,186 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		69,235 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		26.0 %		
手当の種類(手当数)		5 種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価
消防職員の特殊勤務手当	消防本部、消防署(分署)に勤務する職員	消防職員が正規の勤務時間として深夜に勤務した時または、火災等の災害もしくは救急救助のため出勤した時	16,887千円	深夜勤務:5時間以上1回500円 消火作業:1回300円
行旅病人、同死亡人の処理従事手当	福祉総務課職員	行旅病人の取扱い、保護業務又は行旅死亡人の収容業務	20千円	行旅病人処理:1件1,500円 行旅死亡人処理:1件3,000円
社会福祉業務従事手当	社会福祉事務所、療育センター職員	庁外における社会福祉業務に関する現業に1日4時間以上従事した時	470千円	社会福祉に関する現業手当:日額200円 療育センターに勤務する職員の手当:日額100円
じんかい処理作業従事手当	清掃センターに勤務するじんかい処理に従事する職員	塵芥処理作業に1日4時間以上従事した時	3,751千円	日額800円 動物等死骸処理:1件600円
防疫業務従事手当	環境政策課職員	動植物の防疫作業	58千円	1日:300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	271,073 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	259 千円
支給実績(26年度決算)	296,315 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	276 千円

(注) 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。  
2 公営企業(上下水道)を除く。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	・配偶者…13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目…11,000円 ・上記以外の扶養親族…6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合…5,000円加算	同		123,280 千円	248,049 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額…27,000円 ・持家 新築・購入された日より5年間…2500円	異	持家…2,500円	43,568 千円	186,991 円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等)支給限度額…55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて…2,000円～31,600円	同		88,925 千円	82,110 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 …最高月額 83,600円	同		81,917 千円	615,923 円

5 特別職の報酬等の状況 (28年4月1日現在)

区分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	822,400 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	( 1,028,000 円 )	1,070,000 円/	663,600 円
報 酬	議 長	( 590,000 円 )	760,000 円/	435,000 円
	副 議 長	( 510,000 円 )	670,000 円/	390,000 円
	議 員	( 460,000 円 )	620,000 円/	370,000 円
期 末 手 当	市 長	(27年度支給割合)		
	副 市 長	4.20	月分	
退 職 手 当	議 長	(27年度支給割合)		
	副 議 長	3.15	月分	
備 考	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	退職時給料月額×在職年数×100分の450	18,504,000 円	任期毎
		退職時給料月額×在職年数×100分の280	8,747,200 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 採用状況（平成28年4月1日現在）

区分	採用人数
一般職	32人
消防職	8人
教育職	0人
医療職	0人
技能職	0人
合計	40人

※職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職予定者数などを考慮して行っています。

また、退職者のゆたかな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。

平成28年4月1日の再任用職員数は、29人です。（表の数には含まれません。）

### (2) 職員の退職状況（平成27年度）

区分	定年退職	早期退職	普通退職等	合計
一般職	28人	4人	4人	36人
消防職	3人	0人	1人	4人
教育職	0人	1人	0人	1人
医療職	0人	0人	0人	0人
技能職	5人	0人	1人	6人
合計	36人	5人	6人	47人

※平成27年度の退職者数は表のとおりです。

### (3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

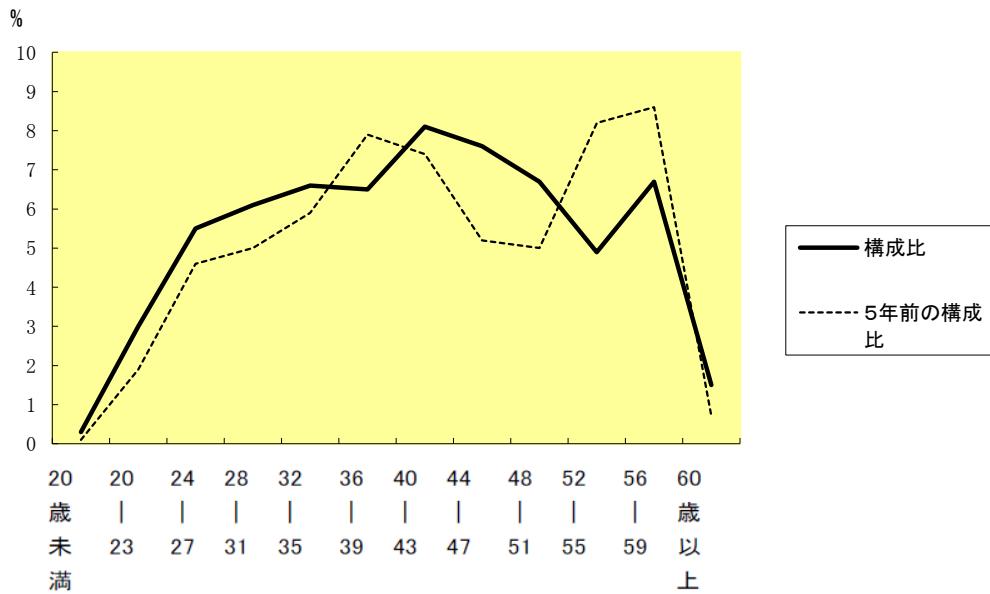
（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成28年		
普通会計部門	議 会	9	9	0	
	総 務	159	178	19	組織改正に伴う増、ジュニアサミット準備による増
	税 務	40	42	2	業務充実による増
	一 般 行 政 部 門	0	0	0	
	農 林 水 産	30	23	△7	業務の見直しに伴う減
	商 工	12	10	△2	ジュニアサミット準備による減
	土 木	88	83	△5	組織改正による減
	民 生	181	185	4	保育所充実による増
	衛 生	91	83	△8	業務見直しによる減
	計	610	613	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 42.8 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 46.78 人)
教育部門	173	165	△8	業務の見直しに伴う減	
消防部門	249	252	3	業務充実による増	
小 計	1,032	1,030	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.9 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 63.94 人)	
公営会計業部等門	水 道	33	34	1	組織改正による増
	下 水 道	19	20	1	組織改正による増
	そ の 他	43	40	△3	組織改正による減
	小 計	95	94	△1	
合 計	1,127	1,124	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.5 人	
		[ 1,383 ]	[ 1,383 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況 (28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	6人	53人	98人	108人	117人	115人	143人	135人	118人	87人	118人	26人	1,124人

(5) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	633	623	616	617	610	613	△ 20 (△3.2)
教育	201	193	193	186	173	165	△ 36 (△17.9)
消防	246	247	248	247	249	252	6 (2.4)
普通会計	1,080	1,063	1,057	1,050	1,032	1,030	△ 50 (△4.6)
公営企業等会計	94	93	92	87	95	94	0 (0.0)
総合計	1,174	1,156	1,149	1,137	1,127	1,124	△ 50 (△4.3)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	2,328,181	△ 30,251	211,448	9.1	8.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費55,482千円を含まない。



区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
27年度	33人	123,672	24,565	49,681	197,918	5,998	6,728

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
桑名市	41.8歳	352,313円	498,932円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桑名市(水道事業)		桑名市一般行政職	
1人当たり平均支給額(27年度)		1人当たり平均支給額(27年度)	
1,505千円		1,442千円	
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.60月分	2.60月分	1.60月分
(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(28年4月1日現在)

桑名市(水道事業)			桑名市一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.556月分	勤続20年	20.445月分	25.556月分
勤続25年	29.145月分	34.582月分	勤続25年	29.145月分	34.582月分
勤続35年	41.325月分	49.590月分	勤続35年	41.325月分	49.590月分
最高限度額	49.590月分	49.590月分	最高限度額	49.590月分	49.590月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	同左	
(退職時特別昇給)	無し		(退職時特別昇給)	無し	
1人当たり平均支給額	19,507千円		1人当たり平均支給額	2,197千円 18,844千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		6,538千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		198,110円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全職員	6%	34人	6%

エ 特殊勤務手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	0.0%
手当の種類(手当数)	0種

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	6,102 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	179 千円
支給実績（26年度決算）	6,723 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	210 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	・配偶者・・・13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目・・・11,000円 ・上記以外の扶養親族・・・6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合・・・5,000円加算	同	—	4,732 千円	249,026 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額・・・27,000円 ・持家 新築・購入された日より5年間・・・2500円	同	—	1,718 千円	190,833 円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額・・・55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて ・・・2,000円～31,600円	同	—	3,039 千円	101,291 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・・・最高月額 83,600円	同	—	2,350 千円	587,424 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	4,821,611	216,286	107,568	2.2	2.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費55,870千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
27年度	18	77,923	16,070	32,113	126,106	7,006	6,728

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
桑名市	43.3 歳	348,816 円	526,227 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桑名市(下水道事業)			桑名市一般行政職		
1人当たり平均支給額(27年度)			1人当たり平均支給額(27年度)		
1,690 千円			1,442 千円		
(27年度支給割合)			(27年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.60 月分		2.60 月分	1.60 月分	
( 1.45 )月分	( 0.75 )月分		( 1.45 )月分	( 0.75 )月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算 5～20%			役職加算 5～20%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（28年4月1日現在）

桑名市(下水道事業)			桑名市一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.556 月分	勤続20年	20.445 月分	25.556 月分
勤続25年	29.145 月分	34.582 月分	勤続25年	29.145 月分	34.582 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	同左	
(退職時特別昇給	無し)		(退職時特別昇給	無し)	
1人当たり平均支給額	23,922 千円		1人当たり平均支給額	2,197 千円	18,844 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		4,178 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		219,902 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全職員	6 %	20 人	6 %

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	0 種

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	3,951 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	180 千円
支給実績(26年度決算)	5,327 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	254 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者・・・13,000円</li> <li>・配偶者がいない場合の1人目・・・11,000円</li> <li>・上記以外の扶養親族・・・6,500円</li> <li>・16歳から22歳までの子がいる場合・・・5,000円加算</li> </ul>	同	—	2,983 千円	229,462 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額・・・27,000円</li> <li>・持家 新築・購入された日より5年間・・・2500円</li> </ul>	同	—	678 千円	226,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額・・・55,000円</li> <li>・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し 通勤距離に応じて ・・・2,000円～31,600円</li> </ul>	同	—	1,553 千円	81,738 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理又は監督の職にある職員に支給 ・・・最高月額 83,600円</li> </ul>	同	—	2,657 千円	531,422 円

## 8 職員の人事評価の状況

### (1) 人事評価の概要

地方公務員法の一部改正に伴い、平成27年度から全職員を対象に、結果のフィードバックや処遇反映を目指すなどより透明性、納得性を高め、人材育成に資するよう制度改正し試行的に実施をしました。平成28年度からは更に制度を改正し、本格的に実施しています。

評価方法は、職員が職務上発揮した能力（能力評価）及び挙げた業績（業績評価）の2つの要素を把握し評価しています。

### (2) 人事評価の実施状況

平成27年度の実施状況は次のとおりです。

○ 全職員（再任用職員含む。ただし、嘱託職員・非常勤職員・臨時的任用職員を除く）を対象とした評価（試行実施）

- ・ 評価期間 （上半期）H27. 4. 1～H27. 9. 30 （下半期）H27. 10. 1～H28. 3. 31
- ・ 評価方法
  - ① 能力評価（人事考課の手法による）
  - ② 業績評価（目標管理の手法による）

## 9 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

### (1) 勤務時間

一日の勤務時間数は、8時30分から17時15分までの週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交代制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

## (2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇 : 1年(暦年)あたり20日間与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病欠休暇 : 病気療養に必要な期間(90日以内)について有給で与えられます。
- ③特別休暇 : 特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇、夏季休暇などです。
- ④介護休暇 : 配偶者等の介護が必要な期間(連続する6月以内)について取得できます。(無給)

## 1.0 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

- ①育児休業の取得人数 : 39人 (男性1人、女性38人)
- ②育児短時間の取得人数 : 2人 (男性0人、女性2人)
- ③部分休業の取得人数 : 29人 (男性0人、女性29人)

(2) 配偶者同行休業の取得状況(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

取得人数 : 1人 (男性0人、女性1人)

## 1.1 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成27年度)

免職	降任	休職
0人	0人	9人

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。平成27年度の方限処分の状況は表のとおりです。

(2) 懲戒処分の状況

免職	停職	減給	戒告
0人	0人	0人	0人

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。平成27年度の方懲戒処分の状況は表のとおりです。

## 1.2 職員の服務の状況

服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他政治団体の結成等に関する等の政治的行為が禁止されています。

### 1.3 職員の研修の状況(平成27年度)

#### (1) 研修実施状況

##### ①独自研修実施状況

	研修名	受講者数	実施日数
基本研修	新規採用職員研修(前期・後期)	73人	27日
	新規採用職員研修(リサイクル施設体験)	28人	8日
	新規採用職員研修(人権研修)	43人	2日
	上級職員研修	18人	2日
	監督者一次研修	21人	1日
	監督者二次研修	33人	1日
	監督者三次研修	14人	1日
	監督者研修	33人	1日
	管理者Ⅱ部研修	26人	1日
特別研修	地方自治制度研修	17人	2日
	行政法研修	17人	2日
	法制執務研修	17人	2日
	職場風土改革研修	20人	1日
	北勢四市合同研修	8人	1日
	プレゼンテーション研修	19人	1日
	交通安全研修	175人	3日
	手話講習研修	35人	6日
	救急救命講習研修	188人	9日
	メンタルヘルス研修	98人	1日
	同和問題職員一次研修	188人	1日
	同和問題職員二次研修	98人	1日
	同和問題職員二次研修(参画型)	21人	1日
	同和問題職員三次研修	343人	1日
	同和問題職員三次研修(参画型)	22人	1日
	同和問題職員三次研修(フィールドワーク)	16人	1日
	人権啓発推進人研修(フィールドワーク)	47人	3日
	人権大学講座卒業生フォローアップ研修	12人	1日
	技能労務職員等研修	21人	1日
	臨時的任用職員研修	64人	1日
	嘱託職員研修	44人	1日
	保育士研修	99人	1日
	公務員倫理研修(全職員)	964人	2日
	公務員倫理研修(管理職)	112人	1日
	接遇・住民満足度向上研修	21人	1日
	民間企業体験学習	0人	0日

##### ②派遣研修実施状況

派遣先	派遣人数
市町村アカデミー	11人
国際文化アカデミー	9人
自治大学校	1人
三重県人権大学講座	3人
三重市町総合事務組合他	119人

③職場研修実施状況

毎月1回各職場で実施

テーマ・・・人権研修 述べ人数 10,444人  
 公務員倫理研修 述べ人数 6,099人

④自主研修

自主研究グループ 3組

## 1.4 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務能率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

平成27年度においては、次のような事業を行っています。

(1) 健康管理事業について

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規定に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
定期健康診断	職員の一般的な健康状態を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を実施することを目的としています。
特殊健康診断	有害な業務に常時従事する職員に業務上疾病が発生するのを予防することを目的に実施しています。
その他の健康管理事業	快適な職場環境を実現し職員の安全と健康を確保するため、安全衛生管理事業、メンタルヘルス事業等を実施しています。
健康管理事業の決算額	
4,152千円	

(2) 桑名市職員共済組合について

地方公務員法第42条に定められる地方公務員の厚生制度(職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項)を効率的・効果的に実施するため、職員共済組合の実施する下記の事業に対し助成しています。

①職員共済組合への補助金の状況

補助対象事業

その他の福利厚生事業	脳ドック、人間ドック費用助成事業に補助をしています。 メンタルヘルス事業、動脈硬化検査事業に要した経費を補助しています。
補助金の決算額	
875千円	

(3) その他の福利厚生事業について

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

## 1.5 公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、又、処理する事務は、同法第8条第2項において定められています。

その主な内容は次の通りです。

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する決裁又は決定をすること
- ・職員の苦情を処理すること

(2) 公平委員会の業務の状況(平成27年度実績)

業務の種別	桑名市
勤務条件に関する措置の要求	1
不利益処分についての不服申し立て	0
苦情の処理	0